

# スペイン、アイルランドの Do-Not-Call制度

## スペイン

前田 美千代 Maeda Michiyo

慶應義塾大学法学部准教授

博士課程在学中にブラジルのサンパウロ大学へ留学。2007年専任講師、2009年より現職。専門は、消費者法、民法を中心に、ラテンアメリカ諸国とスペインの法制度・法文化一般。

## アイルランド

カライスコス・アントニオス Karaiskos Antonios

関西大学法学部准教授

アテネ大学法学部卒業、同大学修士課程修了。ギリシャの司法試験に合格し、弁護士として活動。その後、国費留学生として早稲田大学で博士号(法学)を取得。2014年より現職。

## スペインのDo-Not-Call制度

### 制度導入の経緯

スペインでは、リスタ・ロビンソン(Lista(s) Robinson)と呼ばれるオプトアウト型の広告拒否登録制度が存在します(図1)。運営するのは事業者団体であるスペイン・デジタル経済協会(以下、ADIGITAL\*<sup>1</sup>)ですが、この協会の前々身にあたるスペイン・ダイレクト・マーケティング協会\*<sup>2</sup>により1993年に郵便を対象として導入されたのが始まりです。その後2009年、ADIGITALの前身であるスペイン電子取引およびダイレクト・マーケティング連合の下で、対象通信手段が、固定電話、携帯電話、電子メール、SMS、MMSに広げられました。

このように事業者団体のイニシアチブによる制度ですが、1995年の個人情報保護に関するEU指令(95/46/EC)を国内法化した個人情報保護に関する1999年12月13日の組織法第15号(Ley Orgánica 15/1999 : LOPD)および同

組織法の補充規則を定める2007年12月21日のリアル・デクレト第1720号(Real Decreto 1720/2007: RLOPD)の下で法制度化されています。RLOPD45条以下では、広告および市場調査を目的とした個人情報の取り扱いについて定め、同49条では、広告受信拒否を表明する利害関係人に対する商用通信の送信を遮断するための共用ファイルの作成(1項)、および、事業者の当該ファイル事前確認義務(4項)が定められています。また、電話勧誘等は2014年5月9日の電気通信一般法(Ley 9/2014)48条1項、迷惑メール等は2002年7月11日の情報社会及び電子取引サービス法(Ley 34/2002)21条に、事前同意なしの商用通信電話や電子メールの送信禁止等が定められています。

### 制度の内容と効果

自然人であれば誰でも任意に無料で登録でき、14歳以下の未成年者は親または後見人が、故人\*<sup>3</sup>・制限行為能力者は代理人がそれぞれ登録します。登録方法は、専用サイト\*<sup>4</sup>からフォー



図1 リスタ・ロビンソンのウェブサイト(画像を一部加工)

- \* 1 Asociación Española de la Economía Digital
- \* 2 1977年設立の通信販売およびダイレクト・マーケティング販売協会を起源とする。
- \* 3 通信手段のうち郵便と固定電話は、住所や電話番号とともに名前と照合して広告対象から除外するため、電話加入者が故人の場合も登録により遮断の効果が生じる。
- \* 4 <https://www.listarobinson.es/listasRobinson/index.xhtml>

ムに従い身分証明書番号、名前、性別、生年月日、パスワード、メールアドレスを入力し送信してアカウントを取得します。その後ログインし、広告を受信したくない通信手段(郵便、固定電話、携帯電話、電子メール、SMS、MMS)の各フォームに記入し登録が完了します。遮断の効果は登録後3カ月で生じます。登録情報や選択通信手段の変更および登録抹消はログインしていつでも可能です。

事業者も前記専用サイトからフォームに従い会社名、法人登録番号、メールアドレス、国名を含む住所、電話番号等を入力し送信します。アカウント取得後ログインし、リストにアクセスできます。

広告活動を行う事業者で、①公開資料\*5にある個人情報を利用する場合(RLOPD45条1項a号)、および②取扱責任者でないファイル上の個人情報を利用する場合(同条同項b号および46条2項b号)は、リスト・ロビンソンと照合し、その登録者を広告対象から除外する必要があります。広告業者が各顧客から直接提供を受けたものではない個人情報を利用する場合が②に当たります。

リストへのアクセスは、年間アクセスか単一アクセスか、事業者が広告業者か個人情報委託先事業者か、ADIGITAL会員か非会員かで、利

用料が異なります(無償の場合がある)。このほか、無償で100件までの個別照会のみも可能です。リスト・ロビンソンの有効期限は、ダウンロードまたは個別照会から2カ月間です。

事業者がリスト・ロビンソンを照会せずにその登録者に対して勧誘した場合、利害関係人の同意(LOPD6条)を欠く個人情報の取り扱いとなり、重大な違反(LOPD44条3項b号)として、40,001～30万ユーロの罰金を科されます(LOPD45条2項)。また、オプトアウト型のリストが個人情報不正使用の温床となる危険性が指摘されていますが、リスト・ロビンソンの目的外使用は、不当または詐欺的な個人情報の取得となり、非常に重大な違反(LOPD44条4項a号)として、30万1～60万ユーロの罰金を科されます(LOPD45条3項)。制裁機関は個人情報保護局であり、違反の告発も同局の専用サイトからオンラインで行うことができます。

ADIGITALの2015年白書によると、現在の登録者数は約40万人で、2012年の約22万3000人から約2倍に増加しています。その一方で、個人情報保護局の2014年白書によると、制裁適用件数について、電気通信が全体の32.65%を占め分野別1位であるものの前年比14.83%減であるのに対し、迷惑メールが全体の8.95%を占め前年比25.42%増であり、迷惑メール以外の広告・市場調査も全体の3.63%を占め前年比3.45%増となっています。

\*5 RLOPD7条1項a～e号で限定列挙されている公開資料は、顧客名簿、電話帳・電話番号案内サービス、職業人名簿、新聞および会報、SNSツール。

## アイルランドのDo-Not-Call制度

### オプトアウト・レジスターの概要

アイルランドでは、公の電話帳に掲載されている電話番号、または、電話番号案内を通じて入手することのできる電話番号は、すべて全国ディレクトリデータベース(NDD)\*6に登録されています。そして、NDDには、電話勧誘に

関するオプトアウト・レジスター(以下、レジスター)\*7も設けられています\*8(図2)。

このレジスターは、マーケティングを目的とする不招請電話勧誘を受けることを望まない者

\*6 National Directory Database

\*7 NDD Opt-Out Register

\*8 <https://www.dataprotection.ie/viewdoc.asp?DocID=908>

が、その電話回線事業者に電話や書面でその旨を通知し、自己の電話番号を登録してもらうことができるという制度です(消費者自らNDDに直接連絡をして登録することはできません)。電話回線事業者と新たに契約を締結した者は、電話回線事業者からその希望に関する問い合わせを受けます。登録の便宜を図るため、アイルランドの通信規制委員会\*9は、あらゆる回線事業者の連絡先等が掲載されているリスト\*10を作成・更新しています。なお、そもそも公の電話帳に載っていない番号は、自動的にレジスターに登録されます。

電話勧誘を受けたくない者は、レジスターに登録するほか、個々の事業者に対して直接その旨を伝えることもできます。これらの拒否の意思表示にもかかわらず事業者が勧誘を行うことは、違反行為であり、犯罪として扱われます。

### 登録方法および規制対象

登録は無償で行うことができ、有効期限はありません。自宅の電話番号だけでなく、会社などの事業用の番号も登録することができます。また、登録者の希望は各回線を対象として登録されますので、電話回線業者が変わった場合でも、登録には何ら変化がありません。新たに回線をつないだ場合は、その回線については新規登録をする必要があります。電話回線事業者に対して登録を依頼したにもかかわらず登録がされなかった場合、通信規制委員会に苦情申立て

をすることができます。

レジスターの規制対象となるのは不招請勧誘であるため、既存の取引関係がある場合は、黙示の同意があるため不招請勧誘ではないとされる可能性があります。勧誘を受ける者が事前にアンケート等に自己の連絡先を記入した場合も、状況によっては、その連絡先の利用に同意したもものとして扱われ、勧誘が不招請のものではないとされることがあります。これらの場合には、電話勧誘を拒否する意思をその事業者に対して直接伝える必要があります。

### オプトアウト・レジスターの効果

不招請電話勧誘を行う会社は、NDDを照合して、レジスターに登録されている電話番号に架電しない義務を負います。ただし、マーケティング目的のものではない電話勧誘(特定の種類の市場調査を含む)は、規制対象となりません。

登録をした時から28日以上経過しているにもかかわらず電話勧誘を受けた者は、情報保護委員\*11または通信規制委員会に苦情申立てをすることができます。前者は違反者を訴追することができます。後者は特定の機関に対して、執行可能な指示を与えることができます。

### 携帯電話に関するオプトイン規制

アイルランドでは、携帯電話の番号を対象とする不招請電話勧誘は、2011年欧州共同体(電気通信ネットワークおよび役務)(プライバシーおよび電気通信)規則\*12によって禁止されています。携帯電話番号に対する勧誘が例外として認められるのは、①被勧誘者が、架電をする者に対して、携帯電話宛の勧誘を受けることに同意する旨を伝えた場合、および②加入者が電話勧誘を受けること全般に同意しており、そのような同意がNDDに登録されている場合です。

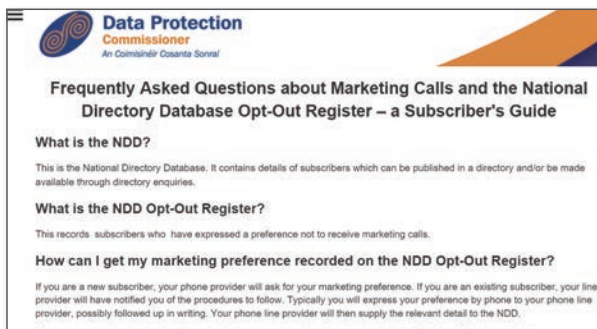


図2 情報保護委員のウェブサイト (オプトアウト・レジスターについて説明)

\*9 Commission for Communications Regulation  
\*10 <https://serviceregister.comreg.ie/Services/Search>

\*11 Data Protection Commissioner  
\*12 European Communities (Electronic Communications Networks and Services) (Privacy and Electronic Communications) Regulations 2011